

医政第993号
平成28年3月7日

熊本市長 様
(医療政策課扱い)

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長
(公印省略)

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令
の施行について」の一部改正について（通知）

日頃より、本県の歯科医療の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

平成28年2月23日付け医政発0223第5号で厚生労働省医政局長から
別添写しのとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。

【問合せ先】

担当

医療政策課 医療企画班

浴永（えきなが）

電話：096-333-2204

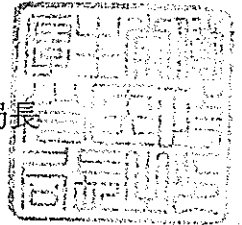
Email：ekinaga-k@pref.kumamoto.lg.jp



医政発 0223 第5号
平成 28 年 2 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成17年6月28日付け医政発0628012号）について、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成28年4月1日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

